

議案第3号

富津市税条例の一部を改正する条例の制定について
富津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月29日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）により改正された地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が施行されることに伴い、関係する規定の整備をするため、条例の一部を改正するものである。

富津市税条例の一部を改正する条例

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。